

重要事項説明書（通所介護・介護予防 日常生活支援総合事業）

あなたに対する通所介護サービスの提供開始にあたり、厚生省令第377号第105条、第8条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者概要

事業者名称	株式会社フレーバー
主たる事務所の所在地	知多郡阿久比町植大前崎38
法人種別	営利法人
代表者名	布目裕貴
設立年月日	平成24年2月14日
電話番号	0569-47-5855
ホームページアドレス	flavor-hotaru.jp

2. ご利用事業所

ご利用事業所の名称	小規模デイサービス ほたる阿久比
指定番号	愛知県 2375701626号
所在地	本体事業所：知多郡阿久比町植大前崎38 サテライト：知多郡阿久比町植大大野崎18-2
開設年月日	平成24年6月1日
電話番号	0569-47-5855
管理者の氏名	布目裕貴
サービス提供地域	阿久比町・半田市
実施している その他の事業	訪問介護・居宅介護支援事業所 日常生活支援総合

3. ご利用事業所の設備概要

建物の構造	本体事業所：木造 サテライト：軽量鉄骨造
延べ床面積	本体事業所：142.29㎡ サテライト：109.31㎡
利用定員	本体事業所：24名 サテライト：10名
設備	本体事業所：食堂兼機能訓練室、相談室、厨房・各1室 静養室、浴室、トイレ・各2室 サテライト：食堂兼機能訓練室、静養室、相談室、浴室、 厨房・各1室、トイレ・2室

4. 事業の目的と運営方針

事業の目的	利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、通所介護サービスを提供する。
運営の方針	可能な限り居宅からの通所により、機能訓練及び日常生活上の介護を行うことで、利用者の社会孤立感の解消や心身機能の維持並びに利用者家族の身体的、精神的負担の軽減を図る。

5. ご利用事業所の職員体制

従業者の職種	員数	勤務の体制
生活相談員	2人以上	常勤1名、非常勤1名

看護師 (内準看護師)	2人以上	非常勤2名
介護職員	5人以上	常勤2名、非常勤3名
機能訓練指導員	2人以上	非常勤2名

6. 営業時間

営業日	本体事業所：月・火・水・木・金・土 但し8月13日から8月16日（夏休み） 12月30日から1月3日（年末年始）はお休み サテライト：月・火・水・木・金 但し祝日・8月13日から8月16日（夏休み） 12月30日から1月3日（年末年始）はお休み
営業時間	午前8時30分から午後7時30分

7. 提供するサービス内容

- ① 送迎 ②お食事（昼食・おやつ）③入浴 ④レクリエーション ⑤機能訓練 ⑥生活相談
※指示のない、機械操作などに関する事故については責任を負いかねます。

8. 利用料

- (1) 介護保険の適用を受けるサービス（利用料1割又は2割又は3割が自己負担）
(2) 介護保険の適用を受けないサービス（全額自己負担）
(3) その他の費用（全額自己負担）
があります。

(1) 介護保険の適用を受けるサービス

① 通所介護サービス

本体事業所 9:30~14:40	本体事業所 9:30~16:40	本体事業所 9:00~17:10	サテライト 10:00~13:10
要介護1 570単位	要介護1 658単位	要介護1 669単位	要介護1 370単位
要介護2 673単位	要介護2 777単位	要介護2 791単位	要介護2 423単位
要介護3 777単位	要介護3 900単位	要介護3 915単位	要介護3 479単位
要介護4 880単位	要介護4 1023単位	要介護4 1041単位	要介護4 533単位
要介護5 984単位	要介護5 1148単位	要介護5 1168単位	要介護5 588単位

科学的介護推進加算 40単位（月）、入浴介護加算Ⅰ 40単位（回）、Ⅱ55単位（回）

処遇改善加算Ⅱ（総単位数の9%に相当する単位）、サービス提供体制加算Ⅲ 6単位（回）

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防通所介護サービス担当）

要支援1	1798単位（月単価）	要支援2	3621単位（月単価）
事業対象者	1798単位（月単価）		

サービス提供体制加算Ⅲ（支援1：24単位 支援2：48単位） 処遇改善加算Ⅱ（総単位数の9%に相当する単位）

(3) 介護保険の適用を受けないサービス

1 介護保険の支給限度額を超えるサービス 利用料は利用者の全額自己負担となります。

(4) その他の費用

交通費（通常の実施地域（阿久比町・半田市）を超えて1kmにつき 50円）

① 食費 580円 特別食・行事食 実費 ② オムツ 実費 ③ 行事代 100円

④ おやつ代 50円 ⑤ 処置費・処置材料費 実費 ⑥ 外出時の費用 実費

⑦ 介護保険の適用を超える早延長 30分あたり 500円

⑧ 2時間未満での帰宅 介護保険予定単位数の半額分の実費

(5) キャンセル料

- ① 前日までのご連絡 無料
- ② 当日のご連絡 580円

(6) 支払方法

- 1ヶ月分の利用料を月末に締め切り、請求書を発行します。
- 現金の場合は、翌月20日までに当事業所にお支払い下さい。
- 口座振替の場合は翌月27日のご指定の口座よりお引き落としさせていただきます。

10. 虐待の防止について

利用者等の人権の養護・虐待の防止の為に従業員に対して、虐待防止を啓発・普及する為の研修を実施しています。また、サービス提供中に従業員又は養護者による虐待を疑われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。

11. 身体拘束について

原則として身体拘束は行いません。ただし、利用者本人または他人の生命や身体に危険が及ぶことが考えられる場合は、利用者に対して説明をし同意を得た上で、マニュアルに則り必要最低限の範囲で行う場合があります。

12. 非常災害対策について

- (1) 事業所に災害対策に関する担当者を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。
- (2) 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備しそれらを定期的に従業員に周知します。また、定期的に必要な避難・救出訓練をします。

13. 衛生管理について

- (1) 施設、備品、食品などの衛生管理に努め、衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 事業所において、感染症が発生・まん延しないように必要な措置を講じます。
- (3) 食中毒や感染症の発生を防止する為に、必要に応じて保健所等の助言・指導を求めると共に連携に努めます。

14. ハラスメントの防止対策

介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるよう、ハラスメントの防止に向け取り組みます。

- ①事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。
 - (1) 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
 - (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
 - (3) 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。

②ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しない為の再発防止策を検討します。

③職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。

④ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

15. 苦情申立窓口

ご利用者ご相談窓口	ご利用時間	平日 午前9時～午後6時
	電話	0569-47-5855
	管理者	布目裕貴
阿久比町役場ふくし課介護保険係	電話	0569-48-1111
半田市役所福祉部介護保険課	電話	0569-84-0649
愛知県国民健康保険団体連合会介護保険課		
介護サービス苦情相談窓口	電話	052-971-4165

16. 緊急時の対応方法

- ①サービス提供中に容態の変化等があった場合には、

緊急連絡表に基づいて、利用者の主治医・救急隊・家族への連絡を速やかに行います。

②大雨・洪水・暴風・暴風雪・大雪の警報発表の場合等、安全に送迎する事が難しい場合サービスを休止する場合があります。その場合、利用者の家族への連絡を速やかに行います

17. 損害賠償保険への加入

- 当事業所は、以下の損害賠償保険に加入しています。
 - ・加入保険会社名 あいおいニッセイ同和損保
 - ・保険の内容 介護保険・社会福祉事業者 総合保険

18. 第三者評価の実施の有無

- ・実施していない

19. 感染症・災害時における業務継続（BCP）について

感染症のまん延や大規模災害発生時にもサービスを継続できるよう、業務継続計画（BCP）を策定しています。定期的な研修や訓練を通じて職員に周知しており、必要時には行政・他機関と連携を図ります。

20. 個人情報の取扱いについて

当事業所では、個人情報保護法その他関連法令に基づき、利用者の個人情報を適切に管理・使用します。情報は介護サービス提供、請求業務、行政報告等の目的に限り使用し、第三者に提供する場合は原則として本人の同意を得ます。利用者は自己の情報について開示・訂正・利用停止等の請求が可能です。

21. 科学的介護（LIFE）への情報提供について

科学的介護推進加算を算定するため、LIFE（科学的介護情報システム）へ情報提供を行う場合があります。その際は、利用者または家族に対し説明・同意の上で実施します。

20. 事故発生時の対応および損害賠償について

サービス提供中に事故が発生した場合には、ご本人・ご家族へ速やかに報告し、必要に応じて主治医・行政・保険会社へ連絡します。

当事業所に賠償責任があると認められる場合は、加入している損害賠償保険の範囲内で対応いたします。

令和 年 月 日

(乙) 当事業者は、甲1に対する居宅介護サービスの提供開始に当たり、(甲1) (甲2) に対してサービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、サービス内容及び重要事項を説明しました。

(乙) 居宅サービス事業者

主たる事務所所在地	知多郡阿久比町植大前崎 38
名称	株式会社フレーバー
	小規模デイサービス ほたる阿久比

(甲) 私は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、乙からサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

(甲1) 利用者 住所 _____

氏名

(甲2) 利用者の家族 住所 _____

氏名